



市長へ派遣活動の報告を行う堤史子さん

被災者支援から見えた「もしも…」への備え

昨年七月に発生した新潟県中越沖地震では、本市から六人の保健師が派遣され、被災地（新潟県柏崎市）で被災者支援にあたりました。現地での活動を通して見えた災害への備えについて、保健師の堤史子さんに話を聞きました。

「やけどや打撲をした人が多かったですね。火を止めることも大切ですが、グラツときたらまず火のそばを離れることです。また、立ったままの不安定な姿勢では、転んで打撲やねんざをしやすいので、揺れを感じたら、まずしゃがんで低い姿勢を取って体を安定させ、それから頭部を保護してください。あとは、はだしで外に飛び出して足をけがしたり、飛んできたテレビで骨折したりといった「何で？」と思うようなけがもありました。



いざという時の備えとして、一人暮らしの人は自分の氏名と持病などを書いたカードを身につけておくといいですね。糖尿病や高血圧症などで常用している薬がある人は、非常持ち出し袋のそばに置いておくか、

肌身離さず持つておくことが大切です。もし治療薬などが必要であれば、巡回の医療チームに相談できますので支援者に伝えてください。ただの打撲だと思っていたのに、骨折だったということもありました。身体の異常を長引かせないためにも、遠慮をせずに不調は訴えてください。

復旧への焦りからか、一気にいろいろなことをやってけがをしてしまった人、肉体的にも精神的にも疲れ果ててしまった人などを数多く見かけました。被災後、気持ちが張っているときの、自分だけは大丈夫だという過信は危ないですね。

四年前の新潟県中越地震に次いで、二回目の被災者支援でしたが、前回は町単位での避難だったため、まとまりがあり、町内会長が一声掛けると指示が行き渡り、所在確認や連絡もそう時間がかかることなくできました。今回は、町内の人たちがバラバラに避難していたのでまとまりがなく、その分時間がかかりました。普段から隣近所とコミュニケーションをとって置くこと、知らない人同士であっても近くにいる人と声を掛け合い、助け合うことが大切だと感じました。

地震に強い家にしよう！安全・安心の住まいづくり支援事業

阪神・淡路大震災では、犠牲者の8割以上が住宅などの倒壊による圧死者で、昭和56年以前に建てられた住宅では約64%が大きな被害を受けました（注1）。

本市では地震による住宅倒壊からの被害を軽減するために、建築基準法改正以前の旧耐震基準で建築された木造住宅（昭和56年5月31日以前に着工）に対し、市へ耐震診断を申し込んだ場合の耐震診断費と、診断の結果、倒壊する可能性がある総合評点1.0以下の「危険」と診断された場合に、耐震改修工事費の一部補助を行っています。

昨年は24件の耐震診断を実施し、そのうち22件が「危険」と診断され、2件が建て替え・改修工事を行いました。

耐震診断費のうち3万円を市が負担（個人負担額1万5千円）し、改修工事の規模などにより費用は違ってきますが、工事費用の2分の1（限度額60万円）を市が助成します。受付期間や申し込み条件など詳しくはお尋ねください。

市役所建築指導課 ☎24-1111

【改修工事例】
筋交い取り付け 6カ所（工期約20日間）
工事費 930,000円（自己負担額 465,000円）



《改修前》総合評点 0.67
《改修後》総合評点 1.0

「築35年たち、大丈夫かなと心配になり耐震診断を受けたところ、倒壊の恐れありというショックな結果でした。補強工事後は家が丈夫になり、安心して住むことができ大満足です」（上原町 Kさん）

（注1）平成7年阪神・淡路大震災建築震災調査委員会中間報告より

風水害

「もしも…」は地震だけではなく、近年、全国的に台風や集中豪雨による土砂災害などが頻繁に発生しています。土砂崩れや浸水などへの備えも必要です。

台風災害への備え

台風のと看、雨風がひどくなるとから屋外で家屋の補強作業などを行ったことによる事故が発生しています。台風や豪雨が迫ってから屋外で作業をするのはとても危険です。日ごろから自宅の周辺を点検し、自分でできないものは専門業者に相談しましょう。

土砂災害からの避難のポイント

- ① 一時間に二十ミ以上、または降り始めからの雨量が百ミ以上になったときなど、長雨や豪雨には十分に注意する
- ② 周辺で土砂災害の前兆現象を発見したら隣近所にも知らせ、早めに避難する
- ③ 危険な場所を避けて避難する
- ④ 土石流のスピードはとも早く、流れと同じ方向に逃げてもすぐに追いつかれてしまうので、土砂の流れる方向に対して直角に、なるべく遠くへ避難する

自助・共助・公助

大規模な災害が発生すると交通網の寸断などにより、警察や消防、自衛隊など防災関係機関の活動（公助）が制限されることがあります。このようなときに備え、日ごろから隣近所との関係に密にし、いざというときには「自分の身は自分で守る（自助）」「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」ということを心掛けて行動することが大切です。

災害時要援護者への支援

平成十六年には観測史上最多となる十個の台風が日本列島に上陸し、各地に甚大な被害をもたらしました。二百五十九人の死者・行方不明者のうち、約六割が避難をするときに何らかの手助けが必要な、「災害時要援護者」といわれる六十五歳以上の高齢者などでした。

このように災害時要援護者は、危険が迫ったときに避難行動が間に合わない場合があります。周囲で異常を感じたら、隣近所で声を掛け合い、協力し合って避難の手助けをしましょう。

災害時要援護者登録制度

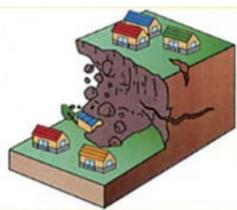
本市では、自力での避難が困難だった

自主防災組織

「安心して暮らせる災害に強いまちづくり」「災害発生時の被害を最小限に食い止める」。このような気持ちで地域の防災活動を行うのが自主防災組織です。市内には、町内会など身近な地域単位でつくられている自主防災組織が、百四十八組織（平成二十年一月現在）あります。町内会などの活動の一環として、それぞれ地域に合った、住民が気軽に参加できる組織づくりを行ってみませんか。

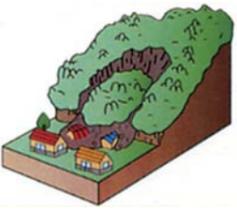
市消防局防災対策課
☎23・5121

土砂災害の前兆現象！



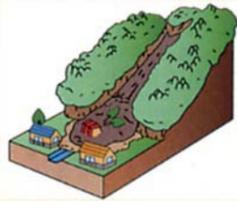
がけ崩れ

- ・がけからの水が濁る
- ・がけに亀裂が入る
- ・小石が落ちてくる
- ・がけから音がする



地すべり

- ・地面にひび割れができる
- ・井戸や沢の水が濁る
- ・がけや斜面から水が吹き出す



土石流

- ・山鳴りがする
- ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる
- ・川が濁り、流木が流れる